

一部改正後 (R4. 4. 1～)	改正前
<p>目次</p> <p>第6章 行政の役割と責務 第1節 行政の責務 (第42条—第45条) 第2節 行政運営の方針 (第45条の2—第50条) 第3節・第4節 (略)</p> <p>第1章 総則 (基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 自然との共生を図り、地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。 (3) (略)</p> <p>【解説】 新市建設計画策定当初の基本理念を引き継いでいます。</p> <p>第3章 市民の参加 第2節 市民参加の制度保障 (条例制定における市民参加) 第18条 市は、次に掲げるまちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合 3～5 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第6章 行政の役割と責務 第1節 行政の責務 (第42条—第45条) 第2節 行政運営の方針 (第46条—第50条) 第3節・第4節 (略)</p> <p>第1章 総則 (基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 自然との共生を図り、各地域が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。 (3) (略)</p> <p>【解説】 新市建設計画におけるまちづくりの基本理念を引用しています。</p> <p>第3章 市民の参加 第2節 市民参加の制度保障 (条例制定における市民参加) 第18条 市は、次の各号に定めるまちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) 前3号に定めるもののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合 3～5 (略)</p>

一部改正後 (R4. 4. 1～)	改正前
<p>第4章 住民自治のしくみ</p> <p>第2節 住民自治協議会 (住民自治協議会の定義・要件)</p> <p>第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、<u>次</u>に掲げる要件を満たすものを<u>指す</u>。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(住民自治協議会の権能)</p> <p>第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る<u>次</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (2) その他市長が必要と認める事項 2～5 (略)</p> <p>【解説】 ・新市建設計画の内容を<u>引き継いでいます</u>。</p> <p>(略)</p> <p>第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、<u>次</u>に掲げる支援を行う。 (1)～(3) (略) 2 (略)</p> <p>第3節 地域振興委員会 (地域振興委員会の所掌事務)</p> <p>第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る<u>次</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (2) その他市長が必要と認める事項 2・3 (略)</p>	<p>第4章 住民自治のしくみ</p> <p>第2節 住民自治協議会 (住民自治協議会の定義・要件)</p> <p>第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、<u>各号</u>に掲げる要件を満たすものを<u>さす</u>。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(住民自治協議会の権能)</p> <p>第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る<u>次の号</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。</p> <p><u>(1) 新市建設計画の変更に関する事項</u> <u>(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項</u> <u>(3) その他市長が必要と認める事項</u> 2～5 (略)</p> <p>【解説】 ・新市建設計画の内容を<u>条文化しています</u>。</p> <p>(略)</p> <p>第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、<u>次の各号</u>に掲げる支援を行う。 (1)～(3) (略) 2 (略)</p> <p>第3節 地域振興委員会 (地域振興委員会の所掌事務)</p> <p>第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る<u>次の号</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。</p> <p><u>(1) 新市建設計画の変更に関する事項</u> <u>(2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項</u> <u>(3) その他市長が必要と認める事項</u> 2・3 (略)</p>

一部改正後 (R4. 4. 1～)	改正前
<p>第4節 住民自治地区連合会 (住民自治地区連合会の設置)</p> <p>第33条 市長は、<u>第37条に規定する支所単位</u>に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する<u>ことができる</u>。</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併協議により決定された事項のため、条文として規定<u>しています</u>。 ・「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書(2010(平成22)年3月)」では、<u>住民自治地区連合会は、新市建設計画期間の暫定措置とし、その後は、各地域の住民自治協議会の情報交流の場として任意に設置すると報告されています</u>。 <p>(住民自治地区連合会の所掌事務)</p> <p>第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る<u>次</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(1) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (2) その他市長が必要と認める事項 2・3 (略)</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併協議により決定された事項のため、条文として規定<u>しています</u>。 ・「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書(2010(平成22)年3月)」では、<u>住民自治地区連合会は、新市建設計画期間の暫定措置とし、その後は、各地域の住民自治協議会の情報交流の場として任意に設置すると報告されています</u>。 ・当該地区とは、住民自治地区連合会の地域全域(支所管内地域)のことをいいます。 	<p>第4節 住民自治地区連合会 (住民自治地区連合会の設置)</p> <p>第33条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)</u>第155条第1項で定める<u>支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位</u>に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。</p> <p>【解説】</p> <p><u>新市建設計画には記載はありませんが、</u>合併協議により決定された事項のため、条文として規定<u>しました</u>。</p> <p>※地方自治法第155条第1項…「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる」と規定されています。</p> <p>(住民自治地区連合会の所掌事務)</p> <p>第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る<u>次の号</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。</p> <p>(1) <u>新市建設計画の変更に関する事項</u> (2) 市の総合計画の策定及び変更に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項 2・3 (略)</p> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新市建設計画には記載はありませんが、</u>合併協議により決定された事項のため、条文として規定<u>しました</u>。 ・当該地区とは、住民自治地区連合会の地域全域(支所管内地域)のことをいいます。

一部改正後 (R4. 4. 1～)	改正前
<p>第5節 住民自治活動を補完する機構 (住民自治活動を補完する行政機関の設置)</p> <p>第37条 市は、支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</p> <p>2 <u>支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域における住民自治を積極的に支援する機関と位置付けています。</u> ・ 行政組織の設置や組織内分権については、自治基本条例の「行政の役割」の中で位置付けることも可能ですが、補完性の原則に基づき、住民自治を補完する役割として、市民活動支援センターとともに、あえてこの部分に位置付けています。 </div>	<p>第5節 住民自治活動を補完する機構 (住民自治活動を補完する行政機関の設置)</p> <p>第37条 市は、<u>法第155条第1項で定める</u>支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。</p> <p>2 <u>市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新市建設計画の内容に基づき、支所において柔軟な対応ができ、住民自治の推進につながるように条文を設けました。</u> ・ <u>市長から支所長への権限委任の詳細については決裁規程により定めることとなります。</u> ・ 行政組織の設置や組織内分権については、自治基本条例の「行政の役割」の中で位置付けることも可能ですが、補完性の原則に基づき、住民自治を補完する役割として、市民活動支援センターとともに、あえてこの部分に位置付けています。 </div>
<p>第6章 行政の役割と責務</p> <p>第2節 行政運営の方針</p> <p><u>(総合計画)</u></p> <p>第45条の2 <u>市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定するものとする。</u></p> <p>2 <u>総合計画は、市の最上位計画とし、他の計画は総合計画に即して策定するものとする。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【解説】</p> <p><u>2011(平成23)年8月の地方自治法の改正により、各自治体において基本構想の策定義務がなくなりましたが、市の最上位計画としての重要性を鑑み、総合計画の策定義務について定めています。</u></p> </div> <p><u>(広域連携)</u></p> <p>第45条の3 <u>市は、国及び三重県と対等の立場に立ち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>市は、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。</u></p>	<p>第6章 行政の役割と責務</p> <p>第2節 行政運営の方針</p>

一部改正後 (R4. 4. 1～)	改正前
<p>【解説】</p> <p>・広域的な連携によるまちづくりを推進する規定で、共通する課題を解決するため、相互に連携、協力することを定めています。</p> <p>・特に、伊賀市が中心市となり取組みを進めている定住自立圏構想では、連携自治体との連携・協力により圏域全体に必要な生活機能を確保し、当圏域への人口定住の促進に努めています。</p> <p>※定住自立圏構想…地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、地方圏から東京・大阪・名古屋の三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、圏域全体に必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。</p> <p>(執行体制の整備) 第46条 (略)</p>	<p>(執行体制の整備) 第46条 (略)</p>

伊賀市自治基本条例の見直し検討状況

審議のポイント

【大きな方向性】

- 自治基本条例を本来の目的である『理念条例』とする。
 - ・現行条例は、条文数が多いうえに、複雑で分かりにくい。
 - ・理念というものは、原則“不変”である（頻繁に見直すものではない）。

1 令和3年度に一部改正を行ったもの

- ①新市建設計画の終了に伴う条文削除
- ②新たな視点（総合計画、広域連携）
- ③支所に関する規定

2 引き続き検討していくもの

答申において、更なる議論が必要とされたものや、総合計画審議会の審議内容を引き継ぎ、検討を進めて行くものについて、引き続き見直し検討を行う。

(1) 基本的人権の視点（第3条第1号）

- ・基本理念、基本原則等本質的なものは原則変更しないが、「人権の視点」は、自治・まちづくりを行ううえでの前提となることから、基本理念として新たに規定

【条文案】

市民一人ひとりの人権が保障され、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、互いに多様性を認め合う、人権文化あふれる地域を形成する。

- ・R4.1.31 答申に基づき、条文について引き続き検討を行う。
 - (参考)・第3条（基本理念）に「人権の視点」を加えることについて、趣旨には賛同するところだが、その表記について大きく両論の意見がある中で、現時点では結論に至らなかった。
 - ・伊賀市の「まちづくりの基本理念」として相応しいものとなるよう、引き続き市民の意見を聞き、必要に応じて専門的見地からの意見を求めるなどして、更なる議論を重ねることが必要。

(2) 自治組織に関する視点（第4章）

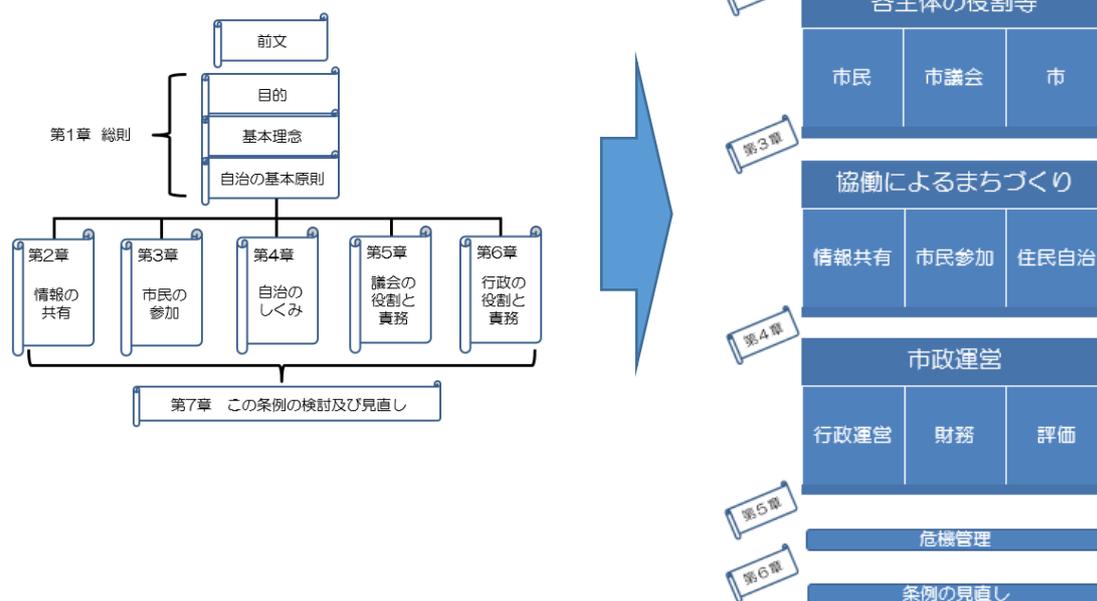
- ・住民自治協議会の権能や責務の規定について検討
- ・伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（2010（平成22）年3月）に基づき住民自治地区連合会の規定を検討

(参考) 合併特例法で定める地域審議会としての役割と併せ、合併当初それぞれの地域の特性を残すために新市建設計画において設置することを合併協議会で決定されたが、新市建設計画期間（10年間）の暫定設置とし、その後は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置する。

- 地域振興委員会の規定を検討
 - ⇒ 住民自治協議会が全域に設置されたため
- 現行第4章の住民自治協議会の節に関する規定については、基本的な部分は規定するが、詳細については別条例とする。
 - ⇒ 全地域に住民自治協議会が設立され、次のステップとして、自治協が地域住民に開かれた組織とし、継続的かつ計画的に住民自治に取り組むために実態に即した運用規定を別に定める必要がある。

(3) 条例の構成

①わかりやすい構成



②スリム化

- 他法令又は他条例等に包含している条文は、原則省略する。

(例)

- 第9条 出資法人等の情報公開
(出資法人への関わり方基本的事項を定める条例・情報公開条例)
- 第10条 情報の収集及び管理 (情報公開条例)
- 第11条の2 意思決定過程の情報共有 (情報公開条例)
- 第42条 行政の役割と権限 (一部削除) (地方自治法)
- 第47条 法務体制 (伊賀市における条例等の整備方針)
- 第49条 公益通報 (伊賀市職員等公益通報条例)
- 第53条 予算編成、予算執行 (地方自治法)
- 第55条 財政状況の公表 (地方自治法)

(4) 新たな視点

- 社会情勢等の変化に伴う新たな規定を検討する
子どもの権利、多文化共生、事業者の役割、危機管理等

今後の進め方

	2022 (R4) 年								2023 (R5) 年											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	議会																			
市			●関係課との協議 ●検討部会 ●庁議			●関係課との協議 ●検討部会 ●総合政策会議					●関係課との協議 ●検討部会 ●総合政策会議				●総合政策会議	●パブリックコメント募集		●検討部会	●総合政策会議	
自治基本 条例 検討会議	●今後の進め方検討 第4回				●条例見直し検討 第5回				●条例見直し検討 第6回					●条例見直し検討 第7回				●答申 第8回		
															●議会へ情報提供				●市議会本会議（議案提出）	●市議会本会議（議決）